

地方分権改革に関する提案募集に係る令和6年の提案について

令和6年3月21日
本 部 事 務 局

1 対応方針

関西広域連合設立の第一のねらいである「分権型社会の実現」に向けた国の事務・権限の移譲を促進する仕組みづくりについて提案するとともに、関西広域連合実施事務におけるデジタル化の推進に資する提案を行う。

また、構成団体提案事項について、提案趣旨に賛同する他の構成団体や関西広域連合による共同提案を調整することにより、実現に向けた後押しを行う。

(1) 国の事務・権限の移譲を促進する仕組みづくり

広域行政需要への対応と権限移譲の受入体制整備という広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことを踏まえ、国と地方の役割分担における「広域行政ブロック単位の広域連合」(※1)の役割の法制化と権限移譲要請権の抜本的拡充について提案する。 ※1 各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合

(2) 関西広域連合実施事務におけるデジタル化の推進

調理師・製菓衛生師に係る試験・免許事務について、資格取得者と資格管理者双方の事務負担を軽減するため、紙の書類を削減してデジタル処理の範囲を拡充するよう提案する。

(3) 構成団体提案事項に係る共同提案の調整

構成団体の提案事項について広域連合から他の構成団体に共同提案意向を確認し、賛同が得られたものは関西広域連合・賛同団体の共同提案とする。

2 関西広域連合提案事項

(1) 国の事務・権限の移譲を促進する仕組みづくり

国と地方の役割分担の中に「広域行政ブロック単位の広域連合」を法的に位置づけることにより、関西広域連合が国の事務・権限移譲の受入主体であることを明確化する。

あわせて、権限移譲要請権の拡充及び移譲の前段階としての「地方分権特区(仮称)」の導入により、包括的な事務・権限の移譲に向けて、客観的な検証に基づく建設的な議論を国との間で行うことを可能とする。

提案事項	提案概要
① 「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化	広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。
② 広域連合制度における国の事務の移譲要請権の拡充	要請できる事務の範囲の拡大、具体的な基準・手順等の明確化、広域連合長の移譲要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。

提案事項	提案概要
③ 広域連合制度における「地方分権特区（仮称）」の導入	実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区（仮称）」の導入、広域連合長の実証実験要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。

(2) 関西広域連合実施事務におけるデジタル化の推進 ⑨

調理師・製菓衛生師試験における受験申込者の手続負担の軽減及び試験実施機関の事務の簡素化(※2)を図るため、受験申込者が提出する書類のうち中学校等卒業証明書について、その提出・確認手続をデジタル化する。

また、製菓衛生師免許証用紙については、資格管理者の裁量に委ねることとする。

提案事項	提案概要
受験申込手続のデジタル化 ④ 調理師試験 ⑤ 製菓衛生師試験	受験申込者が提出する書類のうち中学校等卒業証明書について、中学校等の学籍に関する記録をデジタル化の上、国家資格等情報連携・活用システム(※3)と連携することにより、紙の証明書の提出を不要とすることを求める。
⑥ 製菓衛生師免許証様式における用紙指定の廃止	製菓衛生師免許証様式における用紙の大きさについて、日本産業規格B列5番の指定の廃止を求める。 (調理師免許様式においては同規格B列4番の指定を令和5年3月廃止済み)

※2 受験申込者にとって、卒業した学校が遠方、過疎で廃校、婚姻による氏名の変更等により提出書類を整えるのに時間的・費用的負担が生ずることも多く、試験実施機関においても、提出書類の確認、書類不備の連絡・説明、再提出書類の確認等の繁雑な事務作業が生じている。

※3 マイナンバーを活用して国家資格に係る各種申請手続や資格保有証明をデジタル化するシステム（デジタル庁所管）で、免許申請関係手続について令和6年度から順次運用開始。
デジタル庁では、今後、受験関係手続についてもシステム開発を予定。

3 今後のスケジュール

(1) 関西広域連合提案事項の調整

4月中 本提案内閣府提出

(2) 構成団体提案事項に係る共同提案の調整

3月下旬	共同提案取りまとめ結果送付Ⅰ	} 「デジタル化」分
4月5日	本提案内閣府提出期限Ⅰ	
上旬	構成団体提案内容照会Ⅱ	} 「デジタル化以外」分
中旬	共同提案意向照会Ⅱ	
5月上旬	共同提案取りまとめ結果送付Ⅱ	
10日	本提案内閣府提出期限Ⅱ	